2　前条第二項、第四項及び第五項の規定は、鑑定人に宣誓させる場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項ただし書」とあるのは、「次条第一項ただし書」と読み替えるものとする。

3　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

第二十九条～第四十一条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二十七条～第三十九条　［同上］

3　第一項の場合において、民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第四十八条のうち、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の目次の改正規定、同規則第十九条を改め、同条を同規則第二十条とする改正規定、同規則第二十六条を改め、同条を同規則第二十九条とする改正規定、同規則第二十九条の次に三条を加える改正規定のうち第三十一条及び第三十二条に係る部分、同規則第二十七条を改め、同条を同規則第三十三条とする改正規定、同規則第二十八条を改め、同条を同規則第三十六条とする改正規定、同規則第二十九条を改め、同条を同規則第三十七条とする改正規定、同規則第三十条を改め、同条を同規則第三十八条とする改正規定、同規則第三十一条を改め、同条を同規則第三十九条とする改正規定、同規則第三十二条を改め、同条を同規則第四十条とする改正規定、同規則第四十一条とする改正規定、同規則第三十四条を改め、同条を同規則第四十二条とする改正規定、同規則第三十五条を改め、同条を同規則第四十九条とする改正規定、同規則第三十六条を同規則第五十三条とする改正規定、同規則第三十七条を改め、同条を同規則第五十四条とする改正規定、同規則第三十八条を同規則第五十五条とする改正規定並びに同規則第三十九条を同規則第五十六条とする改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第四章　略］	［第一章～第四章　同上］
第五章　民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解（第十三条―第二十一条）	第五章　民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解（第十三条―第二十条）
第六章　刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例	第六章　［同上］
第一節　損害賠償命令の申立て等（第二十二条―第二十四条）	第一節　損害賠償命令の申立て等（第二十一条―第二十三条）
第二節　審理及び裁判等（第二十五条―第三十七条）	第二節　審理及び裁判等（第二十四条―第三十一条）
第三節　異議等（第三十八条―第四十二条）	第三節　異議等（第三十二条―第三十六条）
第四節　補則（第四十三条―第五十五条）	第四節　補則（第三十七条―第四十条）
第七章　雑則（第五十六条）	第七章　雑則（第四十一条）
附則	附則
（民事訴訟規則の準用）	（民事訴訟規則の準用）
第二十条　法第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、民事訴訟規則第一編第三章第一節（第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項から第四項まで、第十六条、第十七条後段並びに第十八条第二項及び第三項を除く。）及び第四節（第二十三条第三項を除く。）並びに第八章（第五十二条の十九第一項第二号及び第二項、第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十一第二項、第五十二条の二十二第二項及び第三項並びに第五十二条の二十三を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第十五条第一項及び第二十三条第一項中「書面又は電磁的記録により」とあるのは「書面で」と、同条第二項中「又は電磁的記録が私人により作成されたもの」とあるのは「が私文書」と、同規則第五十二条の二十一第一項中「この規則の規定（第五十二条の十九（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則第五十六条第一項において準用する刑事訴訟規則第六十条の規定」と読み替えるものとする。	**第十九条**　法第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第三章第一節（選定当事者及び特別代理人の規定を除く。）及び第四節並びに第七章（第五十二条の十第一項第二号及び第二項並びに第五十二条の十二第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則第四十一条第一項において準用する刑事訴訟規則第六十条の規定」と読み替えるものとする。
2　和解記録の正本、謄本又は抄本については、民事訴訟規則第三十三条の二第一項の規定を準用する。	2　和解記録の正本、謄本又は抄本については、民事訴訟規則第三十三条の規定を準用する。